

令和3年度 (一社) 千葉県建設業協会との意見交換会 回答 (1 / 2)

項 目	回 答
1. 強靱化5か年加速化対策予算の当初予算特別枠での増額確保について	<p>① 国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の初年度である2021年度分は、2020年度の補正予算で1.4兆円が確保されましたが、2022年度は当初予算での特別枠の増額確保をお願いします。</p> <p>② 「5か年加速化対策」の着実な実施と、対策終了後も引き続き、中長期計画を策定し、計画的安定的な予算の確保をお願いします。</p> <p>本年8月末に国土交通省の2022年度(令和4年度)予算の概算要求が公表され、公共事業関係費として、6兆2,492億円(対前年度比1.19)を要求しております。</p> <p>なお、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の推進に係る所要の経費については、「事項要求」を行い予算編成の過程において検討することとなっております。</p> <p>また、中長期的な見通しの下、必要かつ十分な公共事業予算の安定的・持続的な確保を図り、公共事業を効率的かつ円滑に実施するよう努めてまいります。</p> <p>施工時期の平準化や適正価格・工期での契約、地域企業の活用に配慮した適正な規模での発注等を推進して、引き続き、生産性の向上や働き方改革に取り組んでまいります。</p> <p>③ 地域の建設業が社会資本整備や安全・安心を守る活動という役割を継続して果たしていけるよう、経営基盤の強化・安定のため、地域建設業への受注機会の確保への取り組みをお願いします。</p> <p>関東地方整備局では、将来にわたる品質確保のため、担い手の中長期的な育成、確保、災害対応を含む地域維持の担い手確保への配慮が必要と考えております。</p> <p>そのため、総合評価においては災害対応を含む地域維持の担い手確保を目的とした「地域防災担い手確保型」の適用工事の拡大を図り、令和2年度に県内で「地域防災担い手確保型」を適用した17工事では、11工事が県内に本店を有する企業が受注されております。</p> <p>この他にも、国発注工事の実績がない企業の競争参加機会を確保するため、都県政令市発注の工事成績を同等に評価する「自治体実績評価型」、施工体制確保の観点から資格要件を企業の「同種工事の実績」のみとする「フレームワークモデル工事」や「公募型指名競争入札方式」の適用工事の拡大にも取り組んでまいります。</p>
2. 監理技術者等の専任義務緩和について	<p>■DX等の生産性向上に関する施策の加速と同時に監理技術制度についても「専任義務を3500万円から5000万円(建築一式は7000万円から1億円)への緩和」を要望いたします。</p> <p>公共性のある施設等に関する重要な建設工事については、適正な施工をより厳格に確保する必要があるため、監理技術者等の専任配置を求めているところです(建設業法第26条第3項)。</p> <p>監理技術者等の専任要件(金額)の緩和に関する要望については、以前にもご要望を頂いておりますが、制度に関する内容となりますので改めて本省に伝えてまいります。</p> <p>なお、令和2年10月施行の改正建設業法により、生産性の向上を図るため、監理技術者の専任配置要件を合理化し、監理技術者補佐を工事現場ごとに専任で配置した場合、監理技術者の兼務を可能(当面2現場)としたところです。</p> <p>この運用(当面2現場)については、「今後、兼務活用現場の実態やICT技術の活用方策等について調査・検証し、安全や品質を確保した上での拡充のあり方について検討していく」と聞いております。制度改正等があった際には情報提供等に努めてまいります。</p>

令和3年度 (一社) 千葉県建設業協会との意見交換会 回答 (2 / 2)

項 目	回 答
<p>3. 週休2日制における技能労働者の賃金収入の確保について</p>	<p>■週休2日制を採用しても、年収で他産業に匹敵する収入を得ることのできる賃金体系となる労務単価の引き上げが必要であり、地域建設業が適正な利潤を確保しつつ、技能労働者への賃金の支払いを可能にするために、予定価格の適正な設定を要望します。</p> <p>令和3年度の公共工事設計労務単価は、全国全職種の平均で対前年比(令和2年3月比) 1.2%引き上げられ、令和3年3月から適用しており、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえて、前年度を下回った単価は前年度と同額に据え置く特別措置を講じております。</p> <p>引き続き、公共事業労務費調査を適切に行い、公共工事設計労務単価に反映してまいりたい。</p> <p>また、週休2日の実現に向けた環境整備として、現場閉所の状況に応じた労務費、機械経費(賃料)、共通仮設費、現場管理費の補正係数を設定しており、令和2年度には共通仮設費と現場管理費の補正率を引き上げを行い、令和3年度も引き続き、本官工事において原則全ての工事で発注者指定型を採用し、分任官工事においても原則、発注者指定型を採用して当初契約時に補正係数を用いた積算を行って適正に予定価格に反映してまいります。</p>
<p>4. 現状に沿った歩掛の見直しについて</p>	<p>■実態を把握したうえで、の施工歩掛となるようにお願いします。</p> <p>建設現場を取り巻く環境の変化や最新の施工実態を踏まえて、積算基準は毎年モニタリング調査を経て解析した結果、変動が見受けられた工種を対象に改定を行っております。</p> <p>また、土木工事標準積算基準の適用範囲に収まらないものについては、特別調査や見積りにより歩掛を決定している場合もあります。</p> <p>いずれにしましても、建設現場における実態を適切に反映することで適正な積算が行われるものと考えておりますので、引き続き各種調査へご協力をお願い致します。</p>